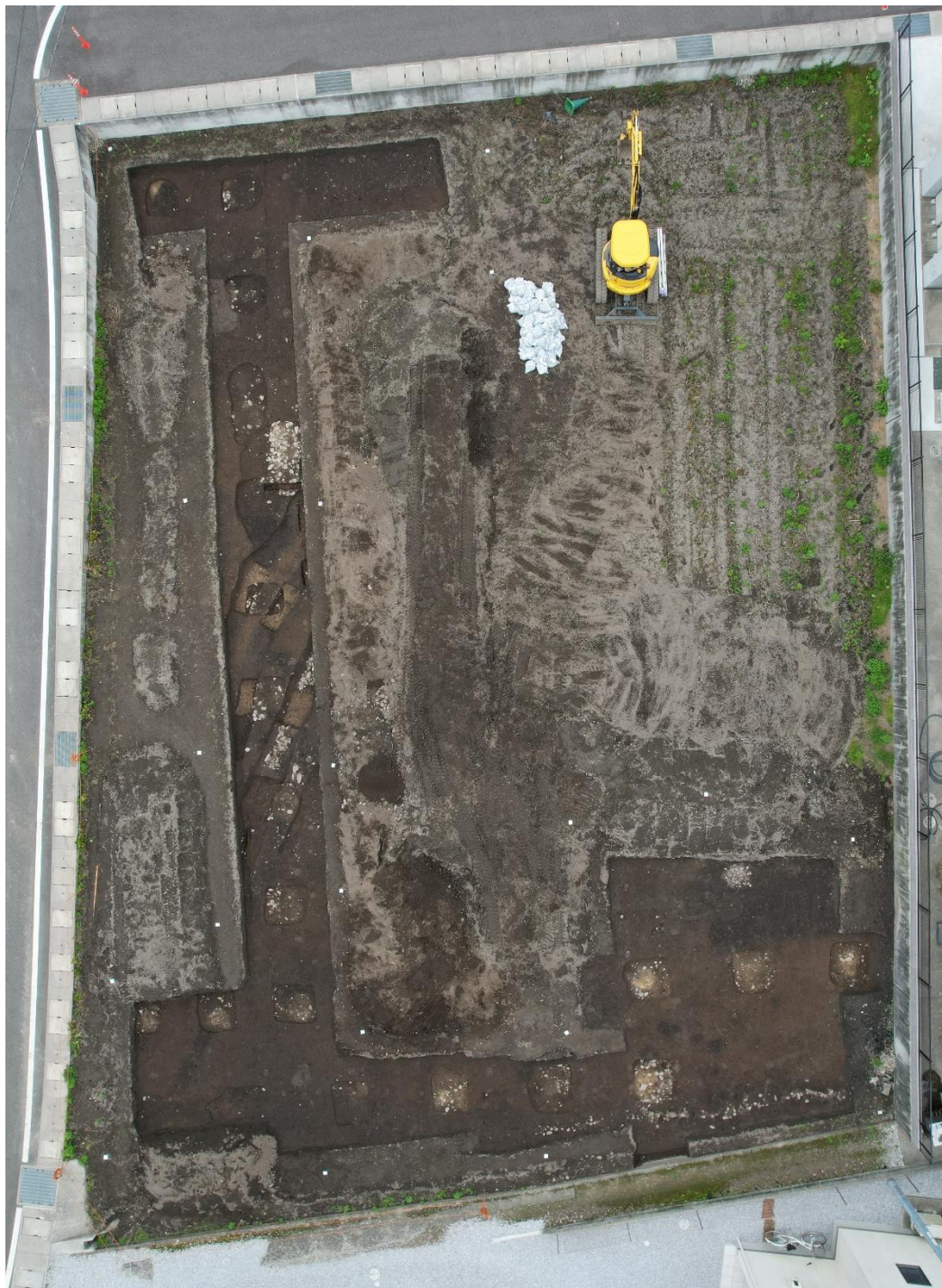


令和6年度埋蔵文化財発掘調査

若宮ノ東遺跡 現地説明会資料



記者発表 令和6年 8月 1日(木) 午前10時～11時
現地説明会 令和6年 8月 3日(土) 午前10時～11時

南国市教育委員会

1. 調査に至る経緯と経過

若宮ノ東遺跡はこれまでに篠原土地区画整理などに伴い、大規模な発掘調査が行われており、弥生時代から江戸時代にわたる大規模な複合遺跡であることが分かっています。その中でも、古代には、役所の遺構が見つかっており、土佐の律令制の始まりを考えるうえで大変重要な遺跡です。今回はその中でも、7世紀後半の役所の南側に当たる場所で試掘確認調査を実施したところ、脇殿や門、柵列の配置が判明するなどの大きな成果が挙げられました。

2. 発掘調査の概要

所在地 南国市篠原
調査目的 宅地開発工事に伴う試掘確認調査
調査主体 南国市教育委員会
調査期間 令和6年4月15日～令和6年8月



1 若宮ノ東遺跡	6 北野寄遺跡	11 年越山1～3号墳
2 野中廃寺	7 忠兵衛遺跡	12 祈年遺跡
3 吉永遺跡	8 小籠遺跡	13 東崎遺跡
4 北泉遺跡	9 越戸1・2号墳	14 西鴨塚遺跡
5 久留守遺跡	10 坂折山1・2号墳	15 カド遺跡

周辺の主な遺跡

3. 調査成果

若宮ノ東遺跡では、これまでの調査で7世紀後半の古代の役所である「評衙」とされる施設の正殿と、評衙を取り巻く柵列、さらにその外側を巡る溝が見つかっていました。正殿は2間×7間で、柱間が約3mの等間隔の掘立柱建物跡であり、古代の建物としては県内でも最大級の規模です。柵列も柱間が約3mで正殿と同じ規格で建てられていることが判明しています。今回の調査では、評衙南西側の様相が明らかとなりました。

◎脇殿の構造が判明しました。

正殿の西前に南北方向の2間×8間の掘立柱建物を検出しました。桁行の柱間は正殿と同じ約3mですが、梁行の柱間はやや狭い約2.4mです。梁行が狭いため、正殿より細長く、床面積も若干狭くなっています。

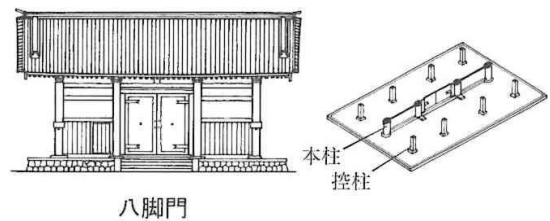
評衙全体が左右対称の配置であったとすると、東側にも同じ規模の脇殿があることになり、「コ」字型の配置をしていたと推定できます。

◎門と柵列の配置・構造が判明しました

中心線上の南端では、門と思われる掘立柱建物の柱列を検出しました。正殿と同じ柱間で、柱筋も通っており、正殿を意識して建てられています。検出したのは西半部だけですが、建物配置の規格性が高いため、左右対称であったとすると、2間×5間の側柱建物状の門であった可能性が高いです。門は本来、中心に扉を支える本柱がある構造になりますが、この門には外側の柱しかないため、特殊な構造であったと考えられます。門には柵列がつながっており、板塀等の構造で施設全体を囲っていたことが分かります。



門の柱穴土層写真



門の構造

(文化庁『発掘調査の手引き-各種遺跡調査編』より)

4. まとめ

これらの成果から、評衙の正殿、脇殿、門、柵列、溝が50m余りの区画に整然と配置されていたことが分かりました。特に門の遺構は、中心線から左右対称の構造だったと仮定すると、2間×5間の建物状の非常に立派なものであったと推定されます。柱配置から、通常の門とは構造が違ってくるのが分かり、門以外の機能も併せ持った建物の可能性があります。

若宮ノ東遺跡の評衙は、土佐で最初に設置された役所と言えます。この施設が置かれた7世紀後半は、大化の改新を経て中央集権的な国造りが進められた時代であり、土佐国を治めるにあたって、この役所がどのような役割を果たしたのか、注目されます。

若宮ノ東遺跡の北東500mの位置には、野中廃寺という古代寺院があり、若宮ノ東遺跡と密接な関係があったと推測されます。

5. おわりに

今回の調査では、評衙南側の建物配置が判明し、非常に大きな成果を得ることができました。この周辺にも役所の関連施設等が想定されるため、今後の調査に期待されます。

調査にあたっては、開発事業者および地権者の方をはじめ、多くの方々に多大なるご支援・ご協力を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

今後とも文化財調査へのご理解・ご協力をお願いいたします。



評銜遺構全体平面図 (S=1/500)